

地震から家・命を守ろう

建築物の耐震化に要する費用を助成します

区では、災害に強い安全なまちづくりをめざし、地震による建築物の倒壊や人的被害を最小限にとどめるため、建築物の耐震化に要する費用を助成しています。ぜひ、ご活用ください。

問 合 建築安全課建築耐震係 ☎3579 - 2554

木造住宅に対する助成

昭和56年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅(条件により併用住宅・木造アパートを含む)などを対象に、次の助成を行っています。

① 耐震診断費用

▶ **助成金額** = 費用の2分の1(上限7万5000円) ※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限10万円) ※区が指定する特定地域内(木造密集地域など)の場合は費用の5分の4(上限12万円)

② 耐震計画などの費用

▶ **対象建築物** = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された ▶ **助成金額** = 費用の3分の2(上限4万円)

③ 耐震補強工事費用

▶ **対象建築物** = 次の全ての要件を満たす
 ● 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 ● 耐震診断の結果が反映された耐震計画がある
 ● 建築基準法における重大な違反がない
 ▶ **助成金額** = 費用の2分の1(上限75万円) ※65歳以上の方・障がいがある方などは費用の3分の2(上限100万円)

④ 耐震シェルターなどの設置工事費用

▶ **対象建築物** = 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断され

た ▶ **助成金額** = 費用の2分の1(上限15万円) ※要介護認定3～5・身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方は費用の10分の9(上限30万円)

⑤ 除却工事費用

▶ **対象建築物** = 次の両方の要件を満たす
 ● 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
 ● 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
 ▶ **助成金額** = 費用の3分の1(上限50万円)

①～⑤いずれも

▶ **対象** = 次の両方の要件を満たす方
 ● 建築物を所有する個人である
 ● 特別区民税などを滞納していない
 ※④は建築物に居住している・65歳以上の方または障がいがある方が同居している・世帯全員の所得の合計額が200万円以下の要件も別途必要

⑥ 建替工事費用

▶ **対象** = 次の全ての要件を満たす方
 ● 耐震診断を受けた建築物の所有者または所有者の2親等以内の親族で、新築の建築物に居住する
 ● 65歳以上の方・障がいがある方などが居住する
 ● 特別区民税などを滞納してい

ない

▶ **対象建築物** = 次の全ての要件を満たす

- 区が指定する特定地域内(木造密集地域など)にある
- 耐震診断を受けて、補強工事が必要と診断された
- 新築する建築物の計画が、ま

ちづくりに寄与する

▶ **助成金額** = 建替工事に要する費用(上限100万円)

①～⑥いずれも

※このほかにも条件あり。詳しくは、お問い合わせください。

非木造建築物に対する助成

① 耐震化アドバイザーの派遣

建築士などのアドバイザーを派遣し、耐震化に関する相談・情報提供などを行います。対象など詳しくは、お問い合わせください。

② 耐震診断費用

▶ **対象建築物** = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、耐震診断を実施し、区が指定する機関で評定を受けた ▶ **助成金額** = 費用の3分の2(上限200万円)

③ 耐震補強設計費用

▶ **助成金額** = 費用の3分の1(上限100万円)

④ 耐震改修工事費用

▶ **助成金額** = 費用の約15%(上限200万円)

①②③④⑤⑥いずれも

▶ **対象建築物** = 昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、次の全ての要件を満たす

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める特定建築物(マンション・店舗・事務所など)
- 延べ面積1000㎡以上・地上3階建て以上
- 耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、耐震補強設計の評定を受けた
- Is(構造耐震指標)の値が0.6相当以上の設計である

③～④⑤⑥いずれも

※1㎡あたりの単価の上限あり
 ※分譲マンションは管理組合の総会決議が必要



高齢者世帯などの家具転倒防止器具取付費用を助成します

家具をL字型金具などで壁に固定し、その費用を助成します。※事前に申請が必要。対象など詳しくは、お問い合わせください。

問 合 長寿社会推進課高齢者相談係 ☎3579 - 2464

老朽建築物の問題解決のヒント 専門家に相談できます

老朽化した建築物を放置して、周辺などに被害を与えた場合、損害賠償責任につながります。そのため、改善対策(修繕・除草・伐採など)と予防対策(定期的な点検)の両方を行う適正管理が大切です。周辺への悪影響を未然に防ぐ方法や利活用・売却を検討するなど、所有者として資産の健全化を図るため、専門家に相談してみませんか。



想定される被害

- 建築物・塀の倒壊のほか、強風により落下・飛散した建築資材が、人・器物に衝突する
- 放火・失火による火災で、周辺の建築物に延焼する
- ネズミなどの動物が棲みつき、糞尿による腐食の進行や悪臭が発生する
- 樹木の繁茂で、枝葉が隣地・道路へ越境し、強風により電線が断線する など



専門家を派遣します

解決方法がわからない・相談相手がないなど、所有者が抱える様々な悩みの問題解決に、最適な専門家を派遣します。

▶ 相談内容

- **建築士**…利活用に向けた改修・建替
- **不動産鑑定士**…適正価格の目安・鑑定評価
- **弁護士**…親族間で進展しない相続の解決策

※3回まで。各回異なる専門家の派遣可。詳しくは、お問い合わせください。

▶ **相談時間** = 各回2時間 ▶ **派遣先** = 区内 ▶ **対象** = 区内にある老朽建築物の所有者 ※所有者が複数いる場合は、お問い合わせください。 ▶ **申請** = 直接、建築安全課老朽建築物対策係(区役所5階⑩窓口)



問 合 建築安全課老朽建築物対策係 ☎3579 - 2574

